

別紙 商工会の事業に関する事

本商工会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- (2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- (5) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。
- (6) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- (7) 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- (8) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- (9) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (10) 商工業の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること。
- (11) 佐賀県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
- (12) 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- (13) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (14) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (15) 前払式証票の発行業務を行うこと。
- (16) 外国人研修生の受入に関する事業を行うこと。
- (17) 全国商工会会員福祉共済事業を行うこと。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。